

民事訴訟関係法律案の概要

	ページ
第1 民事訴訟法の一部改正関係	・・・ 1
第2 裁判の迅速化に関する法律案関係	・・・ 9
第3 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正関係	・・・ 11

民事訴訟法等の一部を改正する法律案の概要

法務省

1 目的

司法制度改革審議会の意見を踏まえ、民事裁判の充実・迅速化を図ることにより、民事司法制度をより国民に利用しやすくする。

2 法律案の要点

計画審理の推進

裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないものとする。

証拠収集手段の拡充

当事者が提訴前に必要な証拠や情報を入手することができるようにするため、提訴前の証拠収集手続を拡充する。

専門委員制度の創設

専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の説明を聴くことができる制度を設ける。

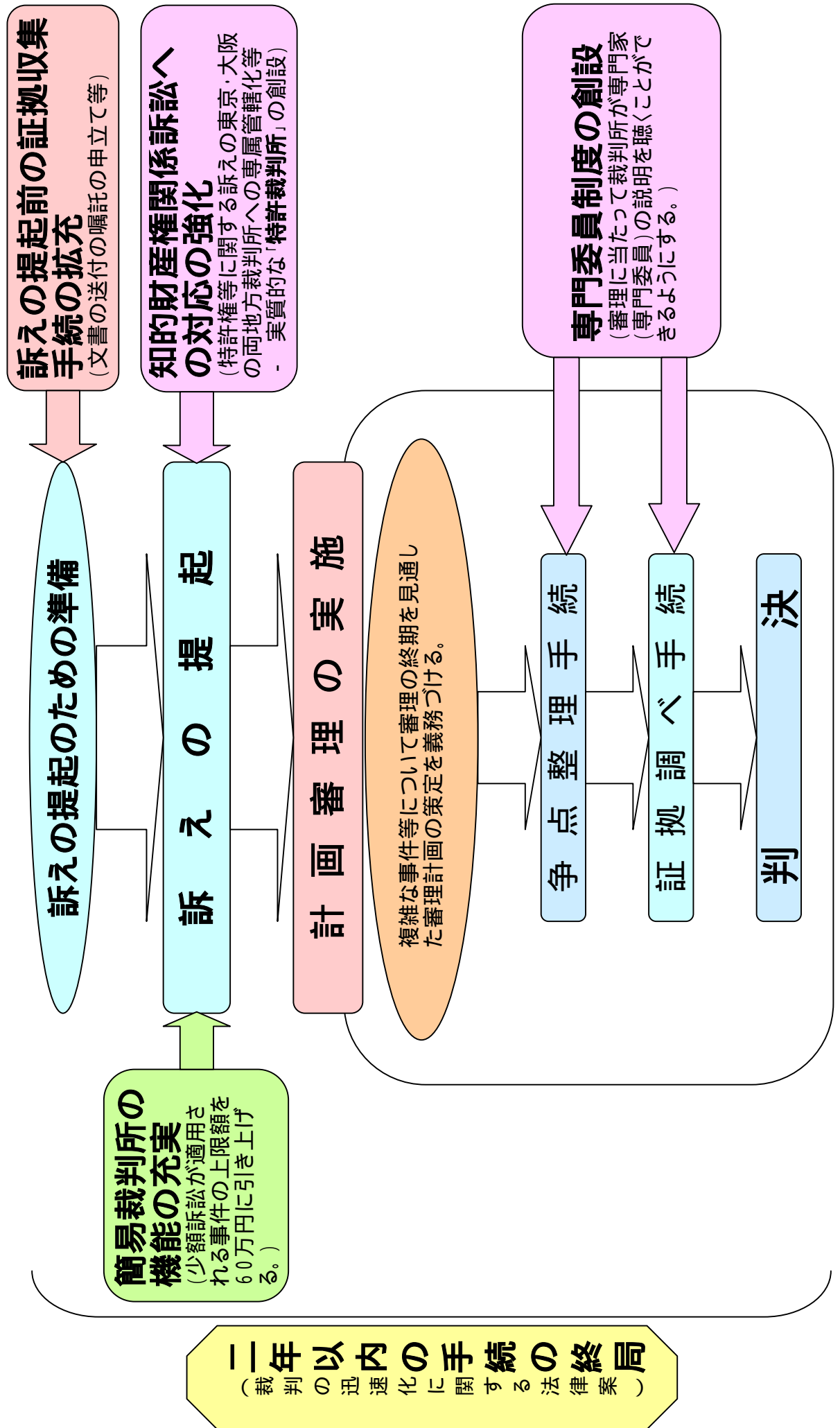
特許権等関係訴訟事件の専属管轄化

特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化する。

簡易裁判所の機能の充実

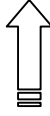
少額訴訟の上限額を30万円から60万円に引き上げる。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案の概要



証拠収集等の手続の拡充について(今回の民事訴訟法改正案について)

現行法



改正後

～ 訴え提起前 ～

・証拠保全手続(234条～)

訴えの提起

- ・当事者照会(163条)
- ・調査の嘱託(186条)
- ・文書提出命令(221条)
- ・文書送付嘱託(226条) 等

- ・提訴予告通知、返答書
- ・訴えの提起前における照会
- ・訴えの提起前における証拠収集のための処分
文書の所持者に対する文書の送付嘱託
- 官庁その他の団体に対する調査の嘱託
- 専門的な知識経験を有する者への意見の陳述の嘱託
- 執行官に対する物の形状、占有関係その他の現況に
ついての調査の命令
(132条の2～132条の8)

・証拠保全手続

訴えの提起

- ・当事者照会
- ・調査の嘱託
- ・文書提出命令
- ・文書送付嘱託 等

～ 訴え提起後 ～

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（抄）

1 専門委員

（専門委員の関与）

第92条の2 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。

2 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができる。

3 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）

第92条の3 裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をする方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

（専門委員の関与の決定の取消し）

第92条の4 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

（専門委員の指定及び任免等）

第92条の5 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 第92条の2の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴い

て、裁判所が各事件について指定する。

- 3 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(専門委員の除斥及び忌避)

第92条の6 第23条から第25条まで(同条第2項を除く。)の規定〔裁判官の除斥及び忌避の規定〕は、専門委員について準用する。

- 2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件の手續に關与することができない。

(受命裁判官等の権限)

第92条の7 受命裁判官又は受託裁判官が第92条の2各項の手續を行う場合には、同条から第92条の4まで及び第92条の5第2項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第92条の2第2項の手續を行う場合には、専門委員を手續に關与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受訴裁判所がする。

2 訴えの提起前における証拠収集の処分等

(訴えの提起前における照会)

第132条の2 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知を書面とした場合(以下この章において当該通知を「予告通知」という。)には、その予告通知をした者(以下この章において「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 第163条各号〔当事者照会をすることができない照会〕のいずれかに該当する照会
- 二 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの
- 三 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会

2 前項第2号に規定する第三者の私生活についての秘密又は同項第3号に規定する第三者の営業秘密に関する事項についての照会については、相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、これらの規定は、適用しない。

- 3 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点を記載しなければならない。
- 4 第1項の照会は、既にした予告通知と重複する予告通知に基づいては、することができない。

第132条の3 予告通知を受けた者（以下この章において「被予告通知者」という。）は、予告通知者に対し、その予告通知の書面に記載された前条第3項の請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。この場合においては、同条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

- 2 前項の照会は、既にされた予告通知と重複する予告通知に対する返答に基づいては、することができない。

（訴えの提起前における証拠収集の処分）

第132条の4 裁判所は、予告通知者又は前条第1項の返答をした被予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方（以下この章において単に「相手方」という。）の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 文書（第231条〔文書に準ずる物件〕に規定する物件を含む。以下この章において同じ。）の所持者にその文書の送付を囑託すること。

二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体（次条第1項第2号において「官公署等」という。）に囑託すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を囑託すること。

四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。

- 2 前項の処分の申立ては、予告通知がされた日から四月の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間の経過後にその申立てをすることについて相手方の同意があるときは、この限りでない。

- 3 第1項の処分の申立ては、既にした予告通知と重複する予告通知又はこれに対する返答に基づいては、することができない。

- 4 裁判所は、第1項の処分をした後において、同項ただし書に規定する事情により相当でないと認められるに至ったときは、その処分を取り消すことができる。

(証拠収集の処分の管轄裁判所等)

第 1 3 2 条の 5 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならない。

- 一 前条第 1 項第 1 号の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は文書を所持する者の居所
- 二 前条第 1 項第 2 号の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は調査の囑託を受けるべき官公署等の所在地
- 三 前条第 1 項第 3 号の処分の申立て 申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は特定の物につき意見の陳述の囑託がされるべき場合における当該特定の物の所在地
- 四 前条第 1 項第 4 号の処分の申立て 調査に係る物の所在地

2 [略]

(証拠収集の処分の手続等)

第 1 3 2 条の 6 裁判所は、第 1 3 2 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までの処分をする場合には、囑託を受けた者が文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。

- 2 第 1 3 2 条の 4 第 1 項第 2 号の囑託若しくは同項第 4 号の命令に係る調査結果の報告又は同項第 3 号の囑託に係る意見の陳述は、書面で行わなければならない。
- 3 裁判所は、第 1 3 2 条の 4 第 1 項の処分に基いて文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。
- 4 裁判所は、次条の定める手続による申立人及び相手方の利用に供するため、前項に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面を保管しなければならない。

5 [略]

(事件の記録の閲覧等)

第 1 3 2 条の 7 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、第 1 3 2 条の 4 第 1 項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 [略]

(不服申立ての不許)

第 1 3 2 条の 8 第 1 3 2 条の 4 第 1 項の処分の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(証拠収集の処分に係る裁判に関する費用の負担)

第 1 3 2 条の 9 第 1 3 2 条の 4 第 1 項の処分の申立てについての裁判に関する費用は、申立人の負担とする。

3 計画審理

(訴訟手続の計画的進行)

第147条の2 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。

(審理の計画)

第147条の3 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 争点及び証拠の整理を行う期間
- 二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
- 三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

3 第1項の審理の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることができる。

4 裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて第1項の審理の計画を変更することができる。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の提出期間)

第156条の2 第147条の3第1項の審理の計画に従った訴訟手続の進行上必要があると認めるときは、裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めることができる。

(審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下)

第157条の2 第147条の3第3項又は第156条の2(第170条第5項において準用する場合を含む。)の規定により特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間が定められている場合において、当事者がその期間の経過後に提出した攻撃又は防御の方法については、これにより審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。ただし、その当事者がその期間内に当該攻撃又は防御の方法を提出することができなかったことについて相当の理由があることを疎明したときは、この限りでない。

裁判の迅速化に関する法律案の概要

司法制度改革推進本部

1 目的

裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。

2 裁判の迅速化

- (1) 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等为目标として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。
- (2) 裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により行われるものとする。
- (3) 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

3 国の責務等

- (1) 国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 政府は、上記施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- (3) 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努めるものとする。
- (4) 受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとする。
- (5) 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

4 最高裁判所による検証

- (1) 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。
- (2) 検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。

5 施行期日

公布の日から施行する。

裁判の迅速化に関する法律案について

《裁判の迅速化》

【審理期間の目標等】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることなどを目標とし、充実した手続の実施とこれを支える制度・体制の整備により迅速化を実現

【制度・体制の整備】

制度・体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により実施

【手続の公正・適正】

当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続の公正・適正な実施を確保

《迅速化に関する検証》

検証結果の適切な活用

検証結果を2年ごとに国民に明示するため公表

裁判の迅速化の推進に必要な事項を明らかにするための最高裁による検証

《迅速化の担い手の責務》

【国の責務】

裁判の迅速化の推進に必要な施策の策定・実施

【政府の措置】

法制上・財政上の措置等

【日本弁護士連合会の責務】

裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努める

【裁判所の責務】

充実した手続の実施により、可能な限り裁判の迅速化の目標を実現するよう努める

【当事者等の責務】

可能な限り裁判の迅速化の目標が実現できるよう、手続上の権利は誠実に行使

裁判所法、民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律の一部改正の概要

- 裁判所へのアクセスの拡充 -

第 1 民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴えの提起の手数料の額の定め方等の改正

1 簡易裁判所の管轄の拡大（裁判所法等の一部改正）

簡易裁判所の管轄に属する民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限額（現行は 90 万円）を 140 万円に引き上げる。

2 訴えの提起の手数料の見直し等（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

(1) 訴えの提起の手数料の額の引下げ

訴訟の目的の価額が 200 万円以上の訴訟について，手数料の額を引き下げる。

(2) 訴えの提起の手数料の額の定め方の簡素化等

現行の手数料の額の算出方法が定められた後の経済変動等を考慮し，訴えの提起等の手数料の額の算出方法を簡素化する。

額が一定とされている申立ての手数料については，その額が定められた昭和 55 年以降の経済変動等を考慮し，一定の引上げを行う。

3 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

民事訴訟等の費用の額の算定方法については，可能な限り，記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ，疎明資料を提出する必要がないものとなるように改正する。

第 2 その他所要の改正

訴えの提起の手数料の低額化・簡素化

現 行			改 定 案		
訴訟の目的の価額	手数料	手数料率	訴訟の目的の価額	手数料	手数料率
30万円まで	5万円までごとに 500円	1.0%	100万円まで	10万円までごとに 1,000円	1.0%
30万円を超え 100万円まで	5万円までごとに 400円	0.8%			
100万円を超え 300万円まで	10万円までごとに 700円	0.7%	100万円を超え 500万円まで	20万円までごとに 1,000円	0.5%
300万円を超え 1,000万円まで	20万円までごとに 1000円	0.5%			
1,000万円を超え 1億円まで	25万円までごとに 1000円	0.4%	1,000万円を超え 10億円まで	100万円までごとに 3,000円	0.3%
	1億円を超え 10億円まで	100万円までごとに 3,000円			
10億円を超える	500万円までごとに 10,000円	0.2%	10億円を超え 50億円まで	500万円までごとに 10,000円	0.2%
			50億円を超える	1,000万円までごとに 10,000円	0.1%

訴えの提起の手数料改定の例

訴訟の目的の価額	現 行	改定案		
100万円	8,600円	10,000円	(+1,400円)	(+16%)
200万円	15,600円	15,000円	(-600円)	(-4%)
500万円	32,600円	30,000円	(-2,600円)	(-8%)
1,000万円	57,600円	50,000円	(-7,600円)	(-13%)
2,000万円	97,600円	80,000円	(-17,600円)	(-18%)
5,000万円	217,600円	170,000円	(-47,600円)	(-22%)
1億円	417,600円	320,000円	(-97,600円)	(-23%)
10億円	3,117,600円	3,020,000円	(-97,600円)	(-3%)
100億円	21,117,600円	16,020,000円	(-5,097,600円)	(-24%)

定額制手数料の改定（昭和55年以降の経済指標の動向等に対応）

現 行	改定案	
300円	500円	【証拠保全の申立て、執行異議の申立て、保全異議の申立て等】
600円	800円	【家事甲類審判の申立て】
	1,000円	【抗告、非訟事件（会社の解散命令の請求等）、自己破産の申立て等】
900円	1,200円	【家事乙類審判の申立て、家事調停の申立て】
1,500円	2,000円	【保全処分の申立て】
3,000円	4,000円	【強制執行又は競売の申立て等】
10,000円	10,000円	【民事再生の申立て】
	20,000円	【破産申立て（債権者申立て）、会社更生の申立て等】